

公益法人制度改革法施行に伴う沖縄県医師会共済会の事業について

—— 事業の継続の見通しは ——

平成21年10月 沖縄県医師会

公益法人制度改革法施行に伴う沖縄県医師会共済会の事業について

事業の継続の見通しは

目次

はじめに

第1章 沖縄県医師共済会の設立の趣旨と経過	4
(1) 共済会の設立趣旨目的	4
(2) 共済会の規則の改正	4
第2章 沖縄県医師会共済会の現状	4
(1) 共済会会員数の構成	4
(2) 共済会会費	5
(3) 共済会の給付内容	6
(4) 公益法人が行う共済事業と保険事業の関係	7
(5) 共済会の財務内容（共済会の財産）	9
(6) 貸付済額1億8千万円と中部地区医師会学債購入予定額1億円の取扱は	9
第3章 九州各県医師会の対応と共済会	10
(1) 九州各県医師会共済会・互助会の対応	10
(2) 福岡県医師互助会の解散までの対応	10
第4章 公益法人制度改革法の施行に伴う今後の課題と考え方（日医）	15
(1) 事業継続への考え方と医師会が行う共済・互助事業について	15
(2) 医師会が運営主体になることが極めて厳しい内容となった	16
(3) 給付水準を社会通念上妥当な金額にしても積立金が遊休財産になる	17
(4) 県医師会への1億8千万円の貸付と1億円の学債購入について	18
(5) 今後の課題についてまとめ	18
(6) 共済会財産処分について	18
第5章 まとめ	19

はじめに

沖縄県医師会共済会は、1972（昭和47年）年7月に設立され、既に37年が経過した。設立当初312人^{*1}でスタートしたが、2009年3月末現在808人が加入するまでになった。

当初、月額500円の会費であったが、給付内容を充実させるため1982年（昭和57年）4月から月額3,000円の会費で再スタートさせ、同時に規定も新たに制定して会員の相互扶助として大きな役割を果たすようになった。

特に、給付内容については、傷病のため就業不能となったときは、1日当たり1万5,000円を給付し、遺族給付金についても、加入年数に応じて最高60万円を給付するなど任意に設立した互助会としては、民間の保険会社にも見劣りしないような内容の給付水準を維持し続けている。このように、共済会は、会員の相互扶助の精神に基づき今後とも健全な事業運営が求められているところである。

しかしながら、2008年12月1日から、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し民による公益の増進を目的とした「公益法人制度改革法」^{*2}が施行され、現在の公益法人（社団法人・財団法人等）が運営している保険事業や共済事業については、公益性の有無に関わりなく改正保険業法^{*3}の規制対象となることから共済事業の運営を行ううえで、今後の対応等が求められることになった。

改正保険業法は、根拠法のない共済会等^{*4}について、新たな保険契約者等の保護の施策として小額短期保険業制度^{*5}を導入し、これまで根拠のなかった共済を法的に区分することにより、規制対象となった団体は、保険業法上の「特定保険業者」と定義することにより、各財務局に届出を行い小額短期保険業者として登録制にした。さらに、不特定の者を対象としていた保険会社を免許制にした。このような動きは、本会のような根拠法のない共済会についても、改正保険業法との整合性が求められるようになった。

さらに、規制の対象外となっている適用除外団体については、行政当局へ届出の必要性はないものの慶弔見舞金等の給付が、「社会通念上その給付金額が妥当なもの」として、10万円以下^{*6}とすることが指針で示された。本会共済事業の給付金額は高く設定されており、指針に

¹ 第84回沖縄県医師会代議員会議事録（昭和48年3月15日）から。

² 公益法人制度改革法は、以下の三つの法律から構成される

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号。一般社団法人・財団法人法）

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号。公益法人認定法）

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号。関係法律整備法）

<http://ja.wikipedia.org/wiki/>

³ 平成18年4月1日の改正保険業法により、契約者保護の観点から、保険業法の適用範囲を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業に、原則として保険業法の規定を適用した。

⁴ 根拠法のない共済事業には、1,000人以下の者を相手方とするものであって、企業内の共済・労働組合等の共済・学校内・地縁団体内の共済会等がある。（適用除外団体）

⁵ 小額短期保険業者向けの監督指針 http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/syougaku/03.html#03_01

⁶ 金融庁：小額短期保険業者向けの監督に係る事務処理上の留意点から無登録等業者に係る対応として「社会通念上その給付金額が妥当なもの」とは、10万円以下とする。 http://www.fsa.go.jp/ordinary/ins_koueki/

示された金額との整合性から、今後監督官庁からの行政上の指摘がなされた場合、他の事業へ移管するか若しくは解散も視野に入れて検討する必要がある。

一方、本会はこの度の「公益法人制度改革法」に基づき、平成25年11月末日までに「公益社団」か「一般社団」かのいずれかに移行することが求められており、新法人への移行に伴い本会共済会については、給付金に対する課税の問題や積立金等が医師会財産と認められる場合には、遊休財産⁷として取り扱われる可能性あるなど、公益認定基準からみた場合、その取扱いについて適切な判断が求められている。

以上のことから、公益法人制度改革法の施行に伴い本会「共済会」を、次のとおり①保険業法との関係と②新法人へ移行した場合どのように対応したらいいのか解散・移管を含めて検討を加えてみることにする。

⁷ 公益認定法第16条第2項「遊休財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質にかんがみ、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のため現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるものの価格の合計額をいう。

第1章 沖縄県医師会共済会の設立の趣旨と経過

(1) 共済会の設立経過と目的

沖縄県医師会共済会は、当初「沖縄県医師会福祉部共済会」として1972年（昭和47年）7月に任意団体としての会員相互の扶助とその福祉を図ることを目的として設立された。いわゆる会員相互の扶助の精神に基づいた互助会や共済会は九州各県の医師会では既に設立されており、本会でも会員の福祉の充実が叫ばれ設立をみた。設立当時、500円という月会費で満足いく給付内容ではなかったが、休業見舞金や遺族給付金を設けることができた。

(2) 共済会の規則の改正

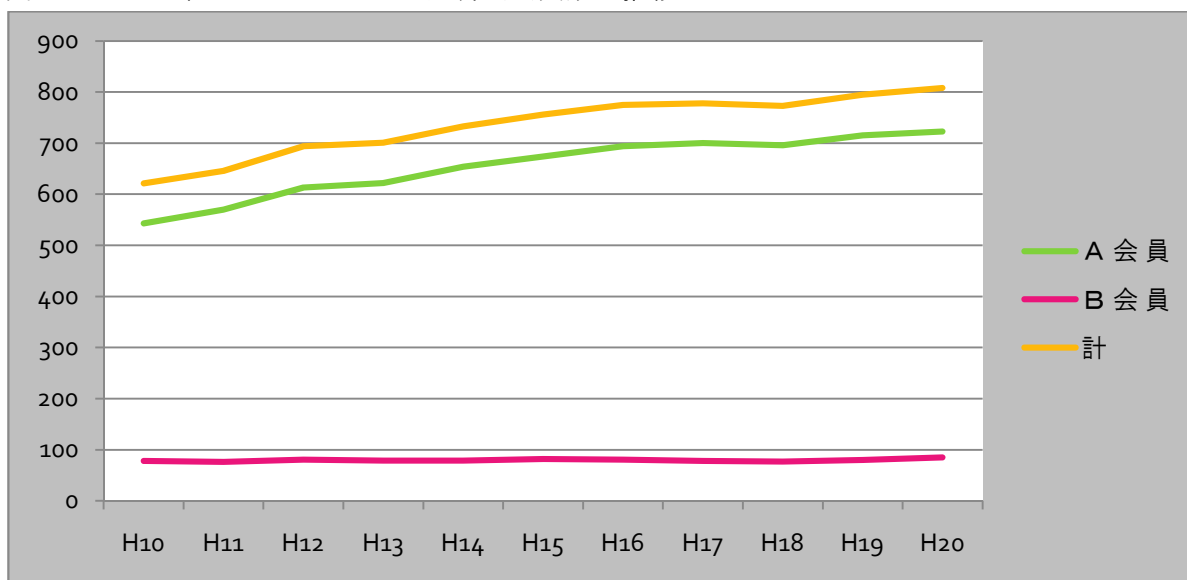
設立後10年を経過したことを機に、共済会の給付内容の充実すべきではないのかとの声が高まり、当時の執行部は共済会の見直しに着手し、積立金に重点をおく考え方から休業補償に重点をおくべきではないかとの意見が多くを占めるようになり、500円の会費を3,000円に引き上げて九州各県並みの給付水準にすべく昭和57年4月規則の改正^{*8}がおこなわれ現在まで至っている。

第2章 沖縄県医師会共済会の現状

(1) 共済会会員数の構成

図1に示したとおり、共済会の会員はA会員（強制加入）とB会員（任意加入）とに区分されている。

図1 H10年からH20までの共済会会員数の推移



※各年度共済会決算書から

⁸ 昭和57年3月26日開催の第118回沖縄県医師会定例代議員会にて承認された。ただ、共済会は本来、積立金の果実（利息）で給付することを目的としていたが、500円の会費では思うように積立金を確保できなかったことも規則改正の一因となった。

共済会の会費は昭和57年度から今日まで27年間に亘り現会費で運営されてきたが、この度の制度改正がなければ、医師会の中でも最優良事業であり現行の会費でも充分運営が可能である。

(3) 共済会の給付内容

図3は、共済会の給付金の項目である。現在、傷病により就業不能となった場合に給付される傷病見舞金と台風や火災などの被災に対して給付される災害見舞金と、加入者が死亡した場合に給付される死亡弔慰金の3種類で構成されている。

図3 沖縄県医師会共済会の給付内容①

- 傷病見舞金
1日当り 15,000円×180日限度
最高 270万円
- 死亡弔慰金
最低10万円～最高60万円
- 災害見舞金
100万円を限度として、災害の程度による

沖縄県医師会共済会の給付内容②

- 傷病見舞金（満額受給の場合）
1日当り 15,000 × 180日 = 270万円
- 死亡弔意金（20年以上加入）
最高 60万円
- 合計 330万円
- 社会通念上の給付水準とはいえないので、
金融庁から指摘を（保険業法上の）受ける
可能性大。（監督指針から）

（4）公益法人が行う共済事業と保険業保法の関係

金融庁は、「平成20年12月1日より、民による公益の増進を目指した公益法人制度改革法が施行されたのに伴い、現在、公益法人が行っている保険（共済）事業については、新法人への移行により、公益性の認定の有無にかかわらず従来の主務官庁による監督がなくなることから、保険業法の規制となる」として、公益法人に対して指針を示した。以下（図5）、つぎのとおりである。社会通念上妥当な金額とは「10万円」以内として、示されている。

- 平成18年4月1日時点から現在までに共済事業を行っている公益法人においては、新法人への移行登記まで(平成25年11月)に、下記のように、保険業法に則した対応が必要。
- (1)共済事業契約による**保障内容を継続する場合**には、新法人への移行登記に併せ、以下の対応が考えられる。
- ①新法人(一般社団)を少額短期保険業者に登録して、共済事業を継続する。
- ②既存の保険会社や、新しく設立する保険会社に対して、共済事業を譲渡して継続する。
- ③既存の制度共済(生協・事業協同組合)や、新しく設立する制度共済に対して、共済事業を譲渡して継続する。
- ④給付金額を、慶弔見舞金として社会通念上妥当な金額の範囲内に変更して継続する。**(社会通念上妥当な金額→10万円以内)**
- ⑤保険会社との間で、当該共済事業に類似した内容の団体保険を締結して、実質的に継続する。
(H20・12月1日 金融庁)

図5に示したとおり、傷病見舞金を満額受給して死亡した場合には弔慰金と合わせて330万円となる。

この場合、給付金額が大きいので税務申告が発生することも予め念頭にしておくべきであろう。傷病見舞金については、確定申告の際「雑所得」として申告納付の義務が発生することになる。死亡弔慰金については、遺族に給付されるものであるから、「相続税」が課される場合もあるので、これは給付の際に今後とも指導をすることが求められる。

また、冒頭でも述べたように、改正保険業法は、根拠法のない共済会等について、慶弔見舞金等の給付が、「社会通念上その給付金額が妥当なもの」として、「10万円以下」とすることが指針⁹で公示されていることから、本共済会としてもこれらの通知を踏まえて医師会事業として継続することが極めて難しいとことを認識しておく必要がある。

⁹ 金融庁：少額短期保険業者向けの監督指針 <http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/syougaku/03.html>

(注1) 一定の人的・社会的関係に基づき、慶弔見舞金等の給付を行うことが社会慣行として広く一般に認められているもので、社会通念上その給付金額が妥当なものは保険業には含まれない。

上記の「社会通念上その給付金額が妥当なもの」とは、10万円以下とする。このように、保険業法適用団体と除外団体(根拠法のない共済事業実施団体等)との整合性から金融庁の対応は適用除外団体についても、同様な給付額で対応するよう指導をおこなうものと思われる。

(5) 共済会の財務内容（共済会の財産）

図6は、平成20年度沖縄県医師会共済会決算から抜粋したものである。特筆すべきは、資産合計が4億、負債が2億、差引2億以上の財産があることである。したがって、解散をした場合においてもなお2億以上の財産を有していることである。昭和57年に会費を3,000円に引き上げた結果、これまで27年間の間に2億以上の財産を築いたことになる。

図6 財産目録(H21・3・31現在)

(資産の部)		(単位:千円)
・ 流動資産(現金)	15,489	
・ 固定資産(積立金)	403,539	
・ 資産合計	419,028	
(負債の部)		
・ 退会引当金	196,650	
・ 負債合計	196,650	
・ (財産)		
・ 正味財産	222,378	

(6) 貸付済額1億8千万円と中部地区医師会学債購入予定額1億円の取扱は

図6に示したように、共済会は現預金と合わせて4億以上有することにより、沖縄県医学会館建設にあたり、積立金から1億8千万円を県医師会へ貸し付けた経緯がある。これは毎年度1,000万円ずつ償還することとなっている。(18年間無利息)

さらに、2007年(平成19年)6月27日開催の第184回臨時代議員会*¹⁰において中部地区医師会から、看護学校建設にあたり「学債」を発行して建設資金を関係者から募った経緯があり、この償還について、相当の資金が必要であるとして共済会に対しても、同様に学債購入の提案がなされて承認がなされたところである。購入予定金額は1億円を予定しているところである。この件に関しても、共済会の移管や解散に際してどのような対応をとるのか検討を要するところである。この対応については、後述することにする。

¹⁰ 2007年(平成19年)6月27日開催の臨時代議委員会において「中部地区医師会の学債償還時である平成23年度を目処に共済会積立金残高をみて購入額を決定する」として承認決定。(代議員会議事録から)

第3章 九州各県医師会の対応と共済会

(1) 九州各県医師会共済会・互助会の対応

「共済会」九州各県医師会の状況・対応

	会員数	月会費	積立金	貸付金額	今後の対応	備考
福岡県	3,300					21年3月解散
佐賀県	700		2億8千万		今後検討	
長崎県	1,444	5,000	10億円		今後検討	
熊本県	2,800		2億円		検討中	
大分県	800		3億円		今後検討	
宮崎県	1,400	5,000	15億円	3億8千万	1,000以下で継続	
鹿児島県	1,647	4,000	2億2千万		保険会社に相談中	
沖縄県	808	3,000	4億円	1億8千万	今後検討	

(出所：H21・7・17 九州医師会連合会事務局長連絡協議会資料から著者編集作成)

平成21年7月17日、福岡県医師会館にて九州医師会連合会事務局長連絡協議会が開催され、改正保険業法と公益法人制度改革に伴う保険事業（共済・互助事業）の対応について意見交換が行われた。

表に示したとおり、解散をした福岡県を除いて各県とも他府県の動きを見ながら対応を検討しているところである。

福岡県医師会は、3,300人の加入者を擁しその規模も最大であった。したがって、1,000人以上の規制がある改正保険業法と公益法人改革関連3法の施行に伴い、いろいろと検討をしたもののやむなく解散に至った。

(2) 福岡県医師会互助会の解散までの対応

福岡県医師会の互助会は、その会員数が3,300人という大きな互助会ということもあり、平成18年4月1日から施行された改正保険業法との兼ね合いから早くからその対応をとる必要があった。折りしも、平成20年12月から施行された「公益法人制度改革関連三法」と相まって、新たな公益法人に移行するうえで互助会に対する法的経過措置が認められないのを受けて、互助会の今後の対応を検討することに迫られ、福岡県医師会は特別検討委員会を設置した。検討委員会は、当初から1,000人以上の互助会や共済会は改正保険業法の適用を受けることとなり、継続は困難であるとして解散を視野に入れた検討委員会となった。

委員会設置後、理事会・総代会・総会そして財産の処分を検討するための特別検討委員会も開催するなど、約1年をかけて解散に向けた合意作りを精力的に推し進めてきた。

解散についても順調に進められ特に混乱はなく、解散後の対応として新たに作られた保険商

についても、2, 100*¹¹人以上が加入するなど解散にあたって会員から理解が得られたものと思われる。

福岡県医師会互助会、特別検討委員会の「答申書」については、今後の共済事業を検討するうえで、貴重な意見が凝縮されているので是非参考にすべきである。

福岡県医師互助会の今後のあり方について(答申書全文)

(主旨)

平成18年4月1日任意共済の契約者保護を目的に改正保険業法が施行され、福岡県医師互助会も原則保険業法が適用になります。現行のままでは、任意共済(根拠法をもたない共済)である互助会の運営は、保険業法上できなくなりますが、現在の公益法人が実施している任意共済は保険業法附則第5条*¹²により、「特定保険業として当分の間、経過措置*¹³があります」。

一方、公益法人制度改革関連三法が平成20年5月26日成立し、平成20年12月1日から施行予定であります。福岡県医師会は新たな公益法人に移行する方向で準備を進めておりますが、移行した時点で経過措置は認められず、福岡県医師互助会は保険業法の適用を受けるとなり運営ができなくなります。

以上の状況において、福岡県医師互助会の今後について検討を迫られることとなり、理事長より諮問を受け、「特別検討委員会」を設置し、医師互助会の今後のあり方について検討を進めてまいりましたが、特別検討委員会において以下の結論に達しました。

福岡県医師互助会答申書(結論)

①公益法人制度改革は1)一般法人2)公益法人からなり、移行期間は5年間、その間は特別民法法人となる。現在の医師会の社団法人は5年後の平成25年12月31日までに1)又は2)の申請をしない場合は解散となる。

一方、改正保険業法は当分の間、経過措置の猶予期間があるが、法人格が新しい法人に移行した場合、福岡県医師互助会は続けていけなくなること。

②医師互助会解散後、これに替わるミニ保険会社設立などは、事務所を含め医師会とは別に設置しなければならず、そうなれば事務所費や人件費、収入に応じた税金等が発生し、現在の会費額や給付額のままでは到底成り立たず、永続性も望めないこと。

③今まで地域医師会に入会・退会手続きや、休業給付金の申請など事務作業を委託して運営していたが、地域医師会で新しい公益社団法人への移行を検討していることから、それらの委託は今後できなくなること。

④これからの互助会は、会員の高齢化及び会員数の減少により支出超過となり、将来的な継続性に不安があること。従って、互助会の存続は不可能であり、解散も不可避という結論に達し

¹¹ 解散後、損保ジャパンに保険を作らせ2, 100名余が加入した。(出所: H21・7・17九州医師会連合会事務局連絡協議会資料から)

¹² 改正保険業法附則第5条5項により「当分の間」経過措置が適用され、募集規制に関する保険業法の一部が適用されるが、新たな公益法人や一般社団等に移行することで、附則第5条の適用がなくなる。

¹³ さらに当該経過措置は、いわゆる公益法人改革整備法(平成18年法律50号)による保険業法の改正により平成25年11月末には終了し、保険業法が全面的に適用されることとなる(金融庁)。

ました。

———— 福岡県医師互助会今後の日程 ————

- ①平成20年度総会において、平成21年3月31日をもって解散する。
- ②新規募集は平成20年3月31日をもって行わない。
- ③会費については、平成20年3月分まで徴収する。(平成20年4月以降から解散まで徴収しない)
- ④休業給付金・弔慰金については、平成21年3月31日分までを対象とする。
(申請書提出は、平成21年4月20日までとし、4月末に支払い)
- ⑤平成21年3月31日の解散までの間に脱退された場合、現行の退会餞別金計算方法で行う。(既納会費×1/3－(休業給付支給額))
- ⑥財産処分については、解散以降に互助会会員へ還付する。

なお、今後の対応について検討を図るため福岡県医師互助会「財産処分検討委員会」を設置する。(解散後の互助会会員への還付金額等についても、本委員会で検討する)財産処分については、今後の総代会で諮る。

(出所：H21・7・17 九州医師会連合会事務局長連絡協議会資料から著者編集作成)



●福岡県医師互助会解散までの動き

下記のとおり、福岡県医師互助会の解散までの手続きと対応について、時系列にしたので、併せて参考とされたい。

(福岡県医師互助会解散まで)

年	月	会議・検討委員会等	協議結果・内容等
H20	1月23	特別検討委員会 各ブロック世話人、学識経験者、顧問会計士で検討会開催	解散やむなしの答申
	2月21	理事会にて審議	解散了承
	3月04	臨時総代会	解散止む得ず
	3月31	新規募集の停止	
	4月01	会費徴収の停止	
	6月17	総会	平成21年3月31日解散決定
	7月18	特別検討委員会 各ブロック世話人、学識経験者、顧問弁護士・会計士で検討会開催	互助会の財産処分の検討(1回目)
	11月20	特別検討委員会	互助会の財産処分の検討(2回目)
	12月	有限会社ケンイ(指定代理店)から	互助会解散後の代替保険商品の案内開始
H21	3月10	全理事会	会員への還付金の計算方法承認
	3月27	臨時総代会	還付金の計算方法承認
	3月31	解散	休業給付金・弔意金3月31日まで対象。
	4月01	有限会社ケンイ(福岡県医指定)	新保険商品での保障も継続可能

(出所：H21・7・17 九州医師会連合会事務局長連絡協議会資料から著者編集作成)

(3) 福岡県医師会互助会還付金の仕組み

①解散前の退会(3月31日の解散までの間の退会者)

計算根拠	計算式
現行の規定で計算	$(\text{既納会費} \times \frac{1}{3}) - (\text{休業給付支給額})$

②4月1日以降の解散後の対応(解散後の財産処分に伴う互助会員への支給)

計算根拠	計算式
総代会での決定事項	$\text{基本額} 4 \text{万円} + (\text{既納会費} \times 40\%) - (\text{傷病見舞金})$

上記のとおり、解散前と解散後の対応を明確にするため、福岡県医師会は「互助会財産処分検討委員会」を設置して、残余財産の対応をつぎのとおり決定した。同様に、検討委員会の意見についても、参考となるので提示する。

—— 福岡県医師互助会「財産処分検討委員会」の意見のとりまとめ ——

平成20年6月17日開催の総会において福岡県医師互助会が平成21年3月31日を以って解散の決定がなされた。互助会財産処分を行うための検討委員会を設置。

7月18日、11月20日に顧問弁護士並びに顧問会計士を交え、互助会財産処分について検討を進め、下記のとおり意見を取りまとめた。

会員への還付

①還付金額は、20年度末残高財産より算出する。

②還付金額は、それぞれ会員毎に、基本額(4万円)+(既納会費×40%—傷病見舞金)とする。

例えば、互助会34年間加入の場合は、基本額4万円+既納会費100万円×40% 合計44万円の還付となります。但し、傷病見舞金の支給のある場合は、その額を差し引きます。

- ・ 加入者3,265名
- ・ 平成20年度積立金及び収支残金は9億2,000万円
- ・ 還付金額は、8億4,400万円
- ・ 還付金支払い後の残金7,600万円については、事務手数料等として郡市医師会、県医師会で処理する。

(出所：H21・7・17 九州医師会連合会事務局長連絡協議会資料から著者編集作成)



第4章 公益法人制度改革法の施行に伴う共済会の今後の課題と考え方（日医）

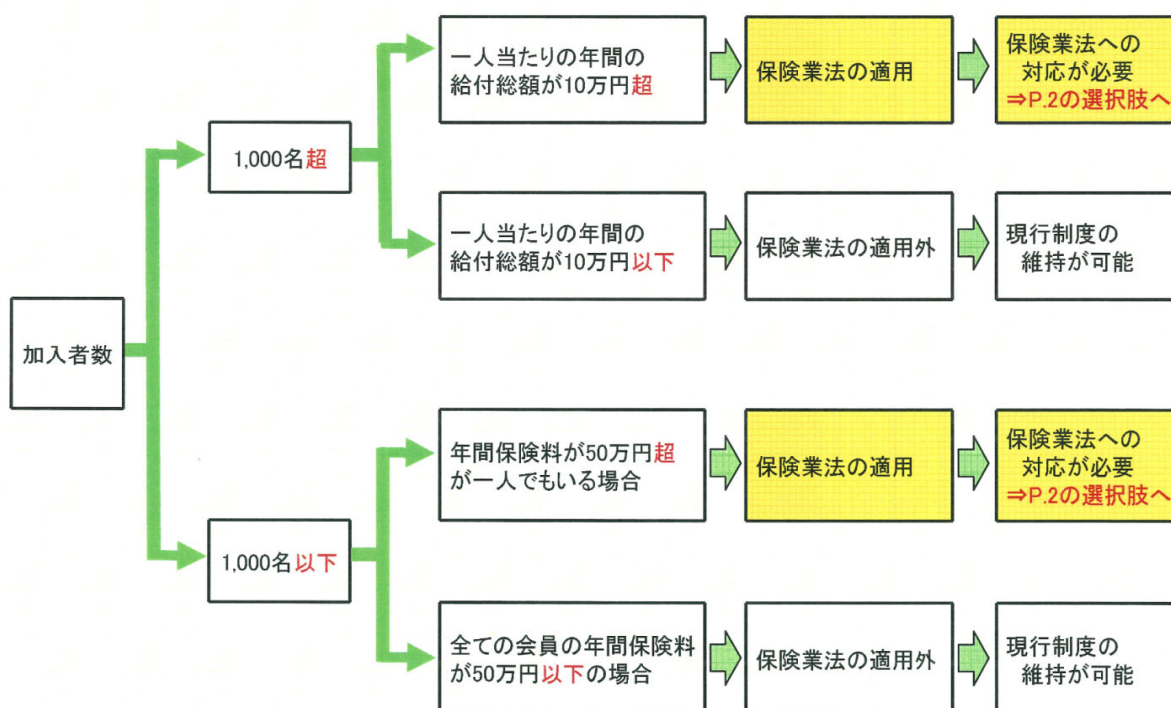
（1）事業継続への考え方と医師会が行う共済・互助事業について

日本医師会は、8月17日付で、各都道府県医師会宛て「医師会が行う共済・互助事業について」主な留意事項を整理して、つぎのとおり通知をした。

本会の場合、1,000人以下であることから、今回の通知の中にはその考え方が示されていないことから、改めて本会から再確認の意味で欄外「1,000人以下」の考え方について照会をして回答をいただくことができたので、下記に示した。

■改正保険業法に係る医師会の共済・互助事業の対応

社日本医師会
年金・税制課 編
(20090814版)



※ 1,000名以下の共済・互助事業でも、給付の額によっては保険業法の適用対象となる可能性がありますので、最寄りの財務局等に御相談下さい。

（1,000人以下と給付額の関係について） ←

図の欄外の※の「1,000名以下」の考え方について、日本医師会に照会をしたところ、以下のとおり回答があった。（平成21年8月24日、日医年金税制課回答）

- ①加入者が1,000名以下であっても、給付水準が社会通念上妥当（10万円以下）と認められない時には、当該共済が保険業法の適用対象となる可能性がある。
- ②問い合わせの事例（沖縄県医師会共済会）は、給付水準が高く社会通念上許容される給付水準とは言い難いので、1,000名以下ではあるが、保険業法の適用対象となる可能性がないとは言い切れない。

以上が、1,000人以下共済会に対する考え方である。推測の域ではあるが、1,000人以上との整合性から考慮すると、例え1,000人以下であっても何らかの指摘を受けることは避けられなであろう。

(2) 医師会が運営主体になることが極めて厳しい内容となった

■ 医師会が行う共済・互助事業の運営主体の識別について(留意事項)



- 医師会が行う共済・互助事業の運営主体に係る認識は、大きく下表の3つに整理できます。
- 医師会が行う共済・互助事業の運営主体がいずれであるかの正しい認識(識別)を踏まえ、保険業法と公益法人制度改革に対応することが求められます。

運営主体		留意事項
(1)	医師会(特例民法法人)	名実ともに医師会の事業として運営されている場合 移行までに保険業法への対応をする(保険業法対象の場合P.3参照)。
		医師会の事業だが簿外資産(負債)としている場合 公益法人会計の観点から会計処理が不適正に行われている可能性がある。 当座運営しつつ、移行までに名実ともに医師会から切り離すことを検討する必要がある。
(2)	任意組合(人格なき社団)	医師会が運営主体ではなく、任意組合(人格なき社団)が運営主体になっている場合、特に1,000名超の会員がいる共済・互助事業は、既に保険業法の適用対象となっている可能性がある。 剰余金を帰属先に分配した上で共済・互助事業を解散させる等の対応が求められる。
(3)	不明 (運営主体が医師会なのか任意組合なのか判然としない)	運営主体を明確にし、運営主体の属性ごとに適切に対応をする。 (定款や会計の実態をもとに、弁護士や公認会計士等が運営主体を識別することが可能)


上記の表で確認をとるべき事項として(1)の特例民法法人である本会の対応は、「移行までに保険業法の対応をとる」として、保険業法内での給付事業が求められている。

(3) 給付水準を社会通念上妥当な金額にしても積立金が遊休財産になる

■ 保険業法が適用される医師会の共済・互助事業の主な選択肢

未定稿
(20090814版)



大項目	方策	具体的な対応	課題・問題点	実現可能性
存続	医師会で 存続	A 保険会社 等	共済事業を実施する根拠となる法律等の整備(新法の成立・法改正等)が必要であり、各種の厳しい規制を受けることになる。	X
		B 少額短期保険業者	県医師会が少額短期保険業者となっても、保険業法により保険会社並の各種規制を受ける(資本金1千万円以上、損害保険2年、生命保険1年の商品制限、保険数理人の常置等による固定費増、金融庁への報告義務等)。	X
	他へ譲渡 (移転)	C 事業会社 (代理店等)に譲渡	事業会社が保険会社あるいはミニ保険会社(少額短期保険業者)にならなければならない、保険業法により保険会社並の規制を受ける。 譲渡益課税の問題(資産の劣化)の懸念もある。	X
		D 保険会社への包括移転	共済の内容と保険商品の内容が異なり、包括的な移転は困難。	X
	給付水準の 見直し	E 給付水準を社会通念上 妥当な金額にする	共済会・互助会等の支払う金銭を、団体内の慶弔見舞金として社会通念上妥当な金額の範囲内におさめ、「保険業」にあたらぬようにする(金融庁パブコミに沿う)(※年間総額10万円以内)。  個々のケースにより判断されるので、各医師会が地域の金融庁の出先機関に照会要。 医師会が公益認定法人に移行する場合、従前の公益法人時代の積立金等が医師会財産と認められる場合、遊休財産として取り扱われる可能性があり、各医師会で確認が必要。	O
廃止& 新制度	現行制度を廃止、 代替制度に移行	F 現行の共済を廃止後に 類似保険商品への移行	一度共済を解散しなければならない(剰余金がある場合には分配)。 保険で現行の共済と同様の内容で引き受けることは困難であるため、保険会社の新商品では、内容・掛け金等の見直しが不可避。	O 
廃止	廃止	G 共済を廃止し、 代替制度を設けない	保険業法上の課題はない。 公益認定法人への移行後は新規加入はできないが、過去の契約の業務および財産の管理は原則、移行登記後最長1年間は可能。 従って、遅くとも移行後1年以内には完全に廃止する必要がある。	O

上記の表でみる限り、今後の選択肢として(E)の「給付水準の見直し」、(F)の現行制度を廃止・代替制度に移行、(G)の廃止、の3つの選択肢が上げられる。(E)の給付水準の見直しは、年間総額10万円以内(1人当り)であり、これまでの給付内容からすると極めて薄い内容となり、共済本来の目的には程遠いものがある。また、積立金についても遊休財産として取り扱われ認可申請時において適切ではない。(F)の選択肢が最も適切な対応と思われる。

(4) 県医師会への1億8千万の貸付と1億円の「学債」購入について

- ①共済会は、沖縄県医師会会館建設にあたり、積立金から1億8千万円を県医師会へ貸し付けた経緯がある。これは毎年度1,000万円単位で償還することとなっている。(18年間無利息：平成38年度までに)。この取扱については、慎重に特別検討委員会（仮称）において審議が必要となってくるところである。
- ②2007年（平成19年）6月27日開催の第184回臨時代議員会において中部地区医師会から、看護学校建設にあたり1億円の「学債」購入の決議承認がなされているところである。したがって、特別検討委員会（仮称）に合意形成が求められる。

(5) 今後の課題についてまとめ

以下、今後の検討課題について、つぎのとおりまとめたので列記した。今後、数回を目処に検討員会の中で論議していくことが求められる。

課題・検討項目		
①解散について	特別検討委員会	H21・12月～H22・1月
②解散の場合は、H22年4月以降の会費は	〃	〃
③H22年4月以降新規会員を募集しない	〃	〃
④給付金等はいつまで対象とするのか	〃	〃
⑤解散後、保険会社への代替商品は	〃	〃

(6) 共済会「財産処分」についてまとめ

解散の決議がなされたあとの対応として、共済会の財産の処分が必要となってくる。この対応についても、大変難しい検討事項があり、下記に示した数回の特別検討委員会を開催してその対応を協議することを提案したい。

課題・検討項目		
①貸付金額1億8千万は	特別検討委員会	H22・6月～11月
②中部地区医師会学債1億は	〃	H22・6月～11月
③H10年4月以降徴収した会費は返還するのか	〃	H22・6月～11月

第5章 まとめ

さて、これまで「公益法人制度改革法」や「改正保険業法」から本会の共済会に与える影響と問題点を取り上げてきたが、以下、本会共済会の選択肢として、つぎのような選択肢が考えられる。前述の課題やこれまで指摘した箇所と重複する部分もあるが、以下、つぎのとおり示した。

	選 択 肢	対 応
	1, 解散を視野に入れた検討を開始する 2, 解散後の財産の処分を検討する 3, 解散後の新商品について検討する	特別検討委員会（仮称） 特別検討委員会（仮称） 損保ジャパン沖縄支店

1, 解散を視野に入れた検討を開始する

これまで、共済会の継続について検討を加えたが、どれも公益法人の認可を得るには、共済会の事業継続は極めて難しいものがあった。繰り返しになるが、①保険業法のシバリは無いものの同法の規制に準じて現行の給付水準を10万以下に引き下げてまで、共済事業を継続するメリットはあるのか。おそらく、引き下げの選択肢は検討を要しないとも思われる。②一方で、共済会の積立金は、公益法人へ移行する場合は、公益認定基準の遊休財産として認定され公益申請の際適切でない。また、一般社団へ移行する場合は、公益目的財産額となり公益目的支出計画書^{*14}を作成して、毎年度に亘り共済事業の目的外に積立金の消費支出が求められ共済会本来の事業を継続することは難しいものがある。

③医師協同組合へ移管して事業運営を続ける選択肢はあるのか。協同組合に移管しても、保険業法の規制を受ける可能性もあり得る。本会の給付額は、決して低い額ではない。社会通念上から考慮した場合高い位置にある。したがって、協同組合と他の法人へ移管しても同様な指摘が（当局から10万円以下に指導）予測される。また、剰余金が生じた場合の取扱いについて税法上問題も発生してくる。したがって、残された選択肢は解散を視野に入れた対応が求められる。ただ、解散までには様々な手続きが必要となってくる。特別検討委員会における慎重審議が求められる。

2, 解散後の財産処分を検討する

①さて、解散にあつたて、最も検討を要する事項が財産の処分方法となる。本共済会における財産処分の検討を要する事項としてつぎの項目が考えられる。

イ：昭和47年～平成10年3月31日までの会費は全額還付する。この件については

¹⁴公益目的支出計画書「整備法第119条」一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。一部抜粋「公益目的財産額…に相当する金額を公益の目的のために支出することにより零となるまでの計画を毎年度作成しなければならない。」

平成10年第161回開催の定例代議員会*¹⁵にて承認決定済み。特に検討は要しないが、支払い期日や支払い方法などについて、確認をしておく必要がある。

ロ：平成10年4月1日以降の会費は還付しないことになっているが、この平成10年4月1日以降の会費をどのように取り扱うのか、還付の義務はないものややはり検討を要するであろう。ただし、この還付は貸付金1億8千万円の償還がなければ対応できないので、全額医師会から一括返済がなされた場合を想定したものである。

ハ：沖縄県医師会への貸付金（会館建設特別会計貸付金）1億8千万円の取扱は、どのように対応するのか。（毎年度1千万円の18年間の償還）県医師会に寄付金として処理するのも選択肢のひとつである。

ホ：解散の場合、中部地区医師会への「学債購入1億円」は、どのような対応をとっていいものか、中部地区医師会へ納得のいく説明が求められる。

3. 解散後の新商品について検討する

①解散後における対応として、保険会社による「代替保険商品」を新設して、現行共済会の保障内容に準じたものを前提に商品開発をしていただく。②当然ながら、掛金の水準も検討をしていただき、現行よりも低くなるよう働き掛ける。

おわりに、今回急ぎ公益法人制度改革関連法の成立に伴う、共済会の経営環境を考察してみた。まだまだ、指摘した事項以外に課題があると思われる。今後、日本医師会はじめ九州各県の動きも見ながら共済会の方向性を検討しなければならないであろう。

¹⁵ 平成10年3月25日、第161回定例代議員会にて第7号議案として「沖縄県医師会共済会規則の一部改正案」が上程され、還付金の取扱は「第8条 既納会費はその事由にかかわらず還付しない・・・以下略」として承認された経緯がある。（第161回定例代議員会議事録から）。